

令和8年度おきなわユニバーサルツーリズム推進事業
企画提案仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度おきなわユニバーサルツーリズム推進事業

2 委託業務期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

3 業務の目的

沖縄を訪れるすべての観光客が、年齢や性別、国籍、障がいの有無等に関わらず沖縄を楽しめるように、観光関連事業者による多種多様な受入環境整備を促進するとともに、本県のユニバーサルツーリズムにかかる情報発信を行い、国内外の高齢者・障害者等の当事者のみならず、その家族・同行者等も含め沖縄観光に対する来訪意欲、満足度の向上を図ることを目的とする。

4 委託業務の内容

(1) 「心のバリアフリー」推進にかかるセミナー開催及びアドバイザー派遣の実施

①高齢者、障害者、性的マイノリティ（LGBTQ等）の方など、多種多様なニーズに応じた受入環境整備を図るため、観光事業者等を対象としたセミナー開催（5回～6回程度）等及びアドバイザー派遣（5回～6回程度）を実施する。

②セミナー開催及びアドバイザー派遣を通じて、観光庁所管の「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の周知を図り、同制度の認定促進に向けた取組を行う。
(新規認定10件以上(内飲食店6件以上))なお、セミナー開催にあたり参加者を多く集めるための工夫を行うこと。

(2) ユニバーサルツーリズム推進地としてのプロモーション実施

①PRツール（チラシ、リーフレット、ポスター等）の作成・更新

※特に「食物アレルギー表示POPガイドブック」、「食物アレルギーゆいまーるブック」については全体的に見直したうえで更新等を行うこと。

※増刷する際には掲載内容を確認し最新にすること。いつ時点の更新か日時を記載すること。

②展示会等への出展

→「ツーリズムEXPOジャパン2026」、「バリアフリー展2026」へ出展すること。

また、「バリアフリー展」への出展が効果的な場合、引き続き、次年度の出展に向けた準備を行うこと。

※出展費相当額については事業費に計上すること。

※出展申込みは事業者にて行うこと（「バリアフリー展2026」は沖縄県にて申込み済み）。

その他、プロモーション効果の高い国内外の展示会等を提案すること。

(3) ポータルサイトの改修

既存のポータルサイト「ユニバーサルツーリズム OKINAWA」（<https://okibf.jp/>）の掲載情報の充実

※観光モデルコースを新たに4～6件程度追加し掲載内容を充実させること。

その際、東京観光バリアフリー情報ガイド等、他の都道府県の同様のサイトを参考にして、動画を取り入れるなど利用者が活用したくなるものにすること。

※「注目＆定番の観光スポット」に掲載している施設について、県と協議のうえ決めた件数を新たに追加掲載し充実を図ること。

※同サイトのその他のページについても掲載情報の更新等を行うこと。

※離島の施設も掲載すること。

(4) ユニバーサルツーリズムを円滑に推進するにあたり、関係各所と定期的な意見交換を実施し、情報共有を図ること。

※意見交換会の実施について事業者が主体となって行うこと。

※提案の際には、意見交換会の開催回数と各回のテーマを提案すること。

(5) ユニバーサルツーリズム推進にかかる取組状況調査の実施

県内観光関連事業者におけるユニバーサルツーリズム推進にかかる取組状況について調査を行う。

(6) その他、本事業の目的を達成するための取組（自由提案）

5 成果物

(1) 本企画提案仕様書4に係るすべての成果物

(2) 事業報告書 全体版5部 概要版5部

(3) 上記の電子データ一式

(4) その他、県が必要と認める書類等

6 予算額

(1) 提案にあたっては、17,092千円（税込み）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

(2) 積算の費目は、次のとおりとする。

ア 直接人件費

イ 直接経費

旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、再委託費等

ウ 一般管理費*

エ 消費税

※一般管理費については、次の計算式により算出すること。

（直接人件費+直接経費-再委託費）×10/100 以内

7 著作権

成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

8 業務の再委託について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限

ア 上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

(ア) 契約金額の 50 %を超える業務

(イ) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

イ 本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ イベントにおけるブースの設営または運営（ただし、契約額が 100 万円未満のものに限る。）

オ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

9 その他

(1) 1 事業者（複数の事業体で事業を実施する場合は 1 企業共同体）あたり 1 提案とする。

(2) 本仕様書記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書と異なる場合がある。

(3) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容を全て実施することを保証するものではない。

- (4) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (5) 本事業は国の補助などを活用して実施するものであり、受託者は経理管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、適正に執行する必要がある。